

第 17 期文化審議会第 3 回総会（第 73 回）

開催日時 平成 29 年 11 月 13 日（月）14:00～16:00

場 所 文部科学省庁舎（東館）3 階 3F1 特別会議室

議 題 (1) 文化審議会文化財分科会企画調査会とりまとめ（案）について（報告）
(2) 文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に向けたこれまでの審議経過について
(3) その他

出席者 ・ 委 員： 馬淵委員（会長）、石井委員、伊東委員、岩崎委員、亀井委員、熊倉委員、薦田委員、篠田委員、道垣内委員、藤井委員、松田委員、
・ 文化庁： 宮田長官、中岡次長、中川総括審議官、藤野サイバーセキュリティ・政策評価審議官、山田文部科学戦略官、藤原文化部長、山崎文化財部長、熊本文化財部文化戦略官、杉浦政策課長、高田政策課長企画調整官、井上文部科学戦略官、水田著作権課長、江崎芸術文化課長、西田国語課長、田村宗務課長、高橋伝統文化課長、吉原政策課会計室長、平林文化庁文化戦略官、山田文化庁長官官房付、その他関係官

議事録

【高田企画調整官】 開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料は、机上のとおりでございますが、資料 1 から資料 4 まで配布しております。もし入っていないものがございましたら、お近くの事務局職員までお願いいたします。

それでは、馬淵会長，よろしくお願いいたします。

【馬淵会長】 皆様こんにちは。お忙しいところ，多数お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより，今年度の文化審議会第 3 回総会を開催いたします。

まず，議題 1 でございますが，今日は非常に重厚な資料を御用意いただいておりますが，「文化審議会文化財分科会企画調査会とりまとめ（案）について」，事務局から資料の御説明をいたします。また，中身につきまして，質疑応答等がございますでしょうから，それらは説明が全て終わった後に，まとめて行うことにいたします。

それでは，資料を，事務局の方から御説明をお願いいたします。

【高橋伝統文化課長】 伝統文化課長の高橋でございます。

資料 1 を御覧いただけますでしょうか。「企画調査会とりまとめ（案）」ということで、「これからの文化財の保存と活用の在り方について（仮題）（第一次答申（案））」でございます。

本年 5 月に、当時の松野文科大臣より文化財分科会に対しまして、これからの文化財保護の在り方について包括的な諮問を受けました。いろいろ諮問事項はありますが、その中で、特に制度の改正について具体的に申し上げますと、文化財保護法の改正の在り方などを中心に、現在、企画調査会において精力的に御議論いただいているところでございまして、その状況について、この資料に基づいて御説明をしたいと思います。

資料 1 の最後に概要を付けてございますので、その概要に基づきまして御説明を申し上げます。

そもそもの検討の背景でございますが、文化財保護行政におきましては、これまで国による指定、例えば国宝や重要文化財、あるいは史跡というような形で指定をして、規制を掛けて保護を図ってきた面がございますが、昨今の社会の状況の変化、少子高齢化など、文化財の保存・継承の担い手が減少している状況にあります。

また、これまでどちらかというところ、文化財の保存については、文化財の専門家と言われる人たちを中心に保存が図られてきたというものもございますが、それだけではなかなか後世への確実な継承がおぼつかなくなってきたというような点がございます。

またさらには、文化財保護行政は従来、ややもすれば担当者のいわば主観的な思いで運営されてきたところもございまして、ほかの行政分野に見られるような計画行政のような仕組みが必ずしも導入されてこなかったということがございます。

そうした点を踏まえまして、今後の文化財の保存、それから、最近とみに文化財を活用していこうという風潮がございます。当然、それは保存を前提とした上での活用ということでございまして、例えば地域振興、あるいは観光などで、文化財というのは有力なコンテンツになり得るということで、それを積極的に使っていこうということがございまして、今後どう位置付けていくかというような観点から、制度の見直しについて、大所高所から御議論をいただいているところでございます。

そこで、お配りしている資料につきましては、企画調査会において、現在の審議状況ということで、おおよそ方向性が取りまとまってきたところございまして、主な中身については二つございます。

まず、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化でございます。

これにつきましては、行政の方が、もっと言えば地方公共団体が、先ほど申し上げた、計画的に文化財の保存と活用をきちんと図っていかうという視点からの制度の見直しということでございます。従来は、冒頭申し上げたように、指定というような形で、いわば文化財を点として捉えて保存を図ってきたわけでございますが、新しいやり方については、点による保存に加えまして、面として、地域を一体的・総合的に捉えて保存・活用を図っていくという考え方でございます。

具体的には、1 ポツの二つ目の丸、「都道府県が」というところでございますが、まず、県が、国が示す指針等を踏まえまして、県内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画というものをまず策定するところでございます。

それに基づいて今度、市町村が地域計画を作るわけでございますが、御案内のとおり、市町村と申し上げても、体制が充実しているところもあれば、必ずしも、小規模で体制が整っていないところもありますので、都道府県については、大綱的な計画の中で、域内の市町村の支援の在り方などについても、ここできちんと位置付けて、広域的な観点から、文化財の保存・活用をどうやっていくかをきちんと大綱の中に位置付けるというものでございます。

それを踏まえまして、今度は市町村が地域計画を作るわけでございますが、これは更に具体的な計画でございまして、計画を作る前に、まずは、市町村内にどのような文化財がどういう状況でどこにあるかをきちんと把握していただこうと思っております。その際に、文化財というのは当然のことながら、指定文化財だけではなくて、未指定のものも含めて幅広く把握するということでございます。

その趣旨は、例えば、最近古民家などの活用がよく言われていますが、現在は文化財指定をされていないが故に、年々、貴重な古民家に取り壊されてきつつある実態もございます。そうしたことを踏まえまして、必ずしも、今の段階では文化財指定は受けていないが、将来の文化財指定なども見据えつつ、そうした貴重な古い建物なども含めて、市町村内にそういったものがどういう状況にあるかを、この計画を作る際に、まず把握しようというものでございます。

それを受けまして、今度は、域内にある文化財をどう保存していくか、また、どう活用していくかを、計画の中で位置付けるというものでございます。

そして、その計画については、市町村の希望によりまして、国の認定を受けることがで

きるということを予定してございます。国の認定を受けたものについては、制度上の効果といたしまして、例えば、文化財の国指定でいきますと、国指定のものについて現状の変更をするときには、文化庁長官の許可が要る。要するに、勝手にいじれないという規制が掛かっておりますが、一定の権限については、既に市レベルまで権限が移譲されている実態がございます。

そこで今回、地域計画を作ったところについては、町村においても市と同様に、一定の権限の移譲を受けることができる。これは、計画を作ったら必ず権限が移譲されるということではなくて、希望する町村については権限の移譲を受けられるようにするものでございまして、まだ必ずしも体制が整備されていないところについては、移譲を求めないという選択肢もありますし、あるいは、自分のところは小さな村だが、それ相応の専門家も備えているというところは、権限移譲を希望することができる形になってございます。

また、文化財の保存・活用については、これまでのように行政だけでやるというのは限界がございます。したがって、そういうことに熱心に取り組む民間の団体も積極的に活用していこうということで、計画を作るところについては、そうした団体を指定して一定の公的立場を付与することによって、行政と一緒に文化財の保存・活用を推進していくような体制を整えてもらうことを考えてございます。

最後のページでございますが、今、申し上げたのが行政による計画の策定ということでございましたが、そのみならず、文化財については、もともと所有者が管理をするということが建前となって、原則になっていますので、所有者が個々の文化財、自分が所有する文化財の「保存活用計画」を作ることをうたっているということでございます。

また、この「保存活用計画」につきましても、希望する者については国の認定を受けることができるという形にしてございまして、認定を受けたところについては、文化財の種類に応じまして一定の特例措置、先ほどの現状変更に係る権限の特例措置、例えば、現状変更の許可申請を不要にする、あるいは、許可ではなくて届出にするなどについて、文化財の種類に応じてきめ細かに対応することを想定してございます。

またあわせて、現在でも管理責任者制度というものがございます。二つ目の丸でございますが、所有者が、例えば一時的に海外などに行く場合、自ら直接に文化財の管理ができないというときには、別の者を管理責任者に指名して、代わりにやってもらうという仕組みがあるわけでございますが、これがなかなか今、有効活用していないこともございますし、かなり権限的に限定されている。つまり、公開などの積極的な活用といったことにつ

いては何ら法定がされていないところがございますので、その在り方について、所有者に代わって管理責任者が、管理のみならず、保存のみならず、活用についても幅広くできるような仕組みを整えるべしということでございます。

三つ目の丸でございます。これはマスコミなどで割と取り上げられている事項でございますが、美術工芸品の公開ルールの見直しということで、現在は、原則 60 日以内という縛りがあるわけでございますが、これは、美術工芸品の種類とか材質いかんを問わず一定のルールになっているところを、例えば紙のようなもろいものであっても、あるいは石とか、陶器とか、材質的に強いものであっても、一律のルールになっているので、そこは種類によって柔軟に対応を分けてはどうかということで、今、検討が進められているところでございます。

最初に申し上げた行政による計画と二つ目の所有者が作る計画、この二つが相まって、今後、文化財の保存と活用というものを積極的に進めていくようにするというところでございます。これによって、後世への確実な継承を図っていくという趣旨でございます。

またあわせて、今回の見直しに当たりまして、当然、主な主体たる地方公共団体の体制の充実ということも必要になってくるわけございまして、まずは、専門職員をきちんと配置するということが大前提であります。その上で、今は文化財保護行政について、教育委員会の専管になっているという実態がございますが、文化財保護行政は、近年の動向を見ますと、まちづくりであるとか、あるいは地域振興、観光行政といったところとの連携は不可避の状況になってございます。

そういう中で、それぞれの地域の実態に応じて、文化財保護行政については教育委員会ではなくて、首長部局の方に移すことも可能にしてはどうかということが議論されています。これは、地方公共団体からも強い要望が上がっているところもございます。

ただ、平成 25 年の文化財分科会企画調査会においても、当時、教育委員会制度の見直しが議論される中で、文化財保護行政の所管の在り方も大いに議論をされたところございまして、その中では、二の丸のところ、四つの要請というものがございまして、そのときの結論といたしまして、所管をどちらにするにせよ、「専門的・技術的判断の確保」や、「政治的中立性、継続性・安定性の確保」、特に埋蔵文化財行政が中心になりますが、「開発行為との均衡」であるとか、「学校教育や社会教育との連携」にきちんと対応できるようにすべしということも言われてございました。

そうしたことも踏まえまして、今、企画調査会で議論されているのは、四つの要請には

きちんと対応することを前提に、あと、今は任意設置になっております地方の文化財保護審議会を、首長部局に文化財行政を移すところにおいては必置にすることを条件に、条例で所管を移すことにしてはどうかという方向で議論が進められている状況でございます。

今回、非常に多くの制度改正事項を議論していただいているところでございまして、現在、企画調査会では、ほぼ週に1回のペースで精力的に御議論いただいているところでございます。でき得れば年内、早ければ月末、年内には第1次答申を取りまとめていただく方向で議論しているところでございまして、その状況について御説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して、質疑応答、意見交換に入りたいと思いますが、御質問、御意見のある方はどうぞ御発言ください。

どうぞ、藤井委員。

【藤井委員】 藤井でございます。

私は企画調査会に参加させていただいています。ですが、毎週出るというのは、本務があるものですから、なかなか出られないもので、意見を言う機会もそんなにないのですが、一つ目の総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化、これは私たちも地方の調査に関わったときに、こういう仕組みがあると大変にうれしいことで、遅きに失したような面があって、是非進めていただきたいと思います。

それから、2の個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充、これも今まで随分後れておりましたから、進めていただきたいと思います。

ただ、その後の地方文化財行政の推進力強化のところでは、お願いをしたいことがあるのですが、実は、地方公共団体の文化財に係る体制の充実ということで、これは今、非常に後れておりまして、分野ごとに非常に偏りがあって、考古学の専門家はとてもたくさん各地方行政にいらっしゃるのですが、残念ながら、美術や芸能、建築の場合には非常に体制が薄くて、人材確保をするために、これからいろいろ努力をしなければいけない。これは積極的に推進していただかないとできない。

どういうことかといいますと、その後に、地方文化財保護行政の所管ということで、さらに権限を移譲していくことになるのですが、そうすると、それを推進する方がいない都道府県はいっぱいあるのです。事実上できない。だから、できることとできないことで、

できなければ、長い時間を掛けてそういう人を養成してほしいというのも、非常に強い希望を持っています。

そうすると、例えば、その下に、「必ず地方文化財保護審議会を設置することを制度上明確化」、これは大変正しいことだと思うのですが、これも実は、機能するような地方文化財保護審議会を設置できるかどうかという問題があつて、建造物の場合だったらできないです。無理だと思うのです。

そういう意味では、国は今まで、きちんと中央で審議会を作つて、周到的な議論をして、国際的にも評価の高い文化財行政をしてきたのです。それを維持しながら、同じようなレベルでもって地方に行けるならば、それで私は大賛成なのですが、それが少し薄まったり、できないという場合だったら、できるまで待つという気の長い、文化財保護政策というのは気が長い政策だと思うのですが、そういうことをお含みおきしながら考えていただきたいと思います。

以上です。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

ただいまのリクエストに対して、何か御回答ございますか。

【高橋伝統文化課長】 先生の御指摘はごもっともなところでございますので、我々心して対応していきたいと思っております。

また、特に文化財保護審議会については、単に必置にすればいいということではないというのは、まさに御指摘のとおりでございます。我々としても、今の法制上は、地方文化財保護審議会の委員というものについて、どういう人を任命するかについては必ずしも明確になっていないところがございますので、そこはやはり、文化財について当然、専門的知見がある人、有識者について、そういう人たちから構成される審議会となるように、今回の見直しに合わせて措置していきたいということで考えているところでございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

どうぞ、岩崎委員。

【岩崎委員】 岩崎です。

私はユネスコの無形文化遺産保護条約に関わる部会に所属しております。そういう視点からただ今の説明、加えて、配布資料を読み、文化財政策が地域住民型に変わっていくという印象で、うれしく思いました。国際的なレベルで推し進めている文化財保護の流れが、ボトムアップ、地域中心、地域住民参加ということが前提になっています。しかし、高橋

伝統文化課長が、冒頭でおっしゃられたとおり、日本のこれまでの制度というのは、トップダウン的なカラーが強くて、それに対して少し不満を私は感じておりましたので、今の説明を聞いて、とても安心したというか、是非この方向で、地域住民の人たちの声を吸い上げていけるような文化財政策を執っていただきたいと思います。

次は、リクエストになるのですが、今、日本国内の文化財保護法というのは世界に誇るべき歴史のある、非常に充実した文化財保護政策であるのですが、例えばユネスコが推進している文化財保護の方法と、多少のずれがあると感じています。それを将来的に、合わせていかれるのか、あるいは、ずれはずれのままでいいとお考えなのか。

例えば言葉の上でも、文化遺産と文化財という言葉の使い分けがされていて、二つに分かれていくように感じています。具体的には、国内指定の中で、特に無形に関して言いますと、いわゆる生活文化と言われるものが指定されていないのが現状です。和食は少し特例ですが、国内の生活文化に関わる文化遺産を継承していらっしゃる方にとってみると、日本とユネスコの基準が違うと感じているのが現状です。ユネスコの文化遺産保護条約が運用されて、年ごとに無形文化遺産の定義が広がっていった、これまでも無形文化遺産と認められるのかと、驚くほどです。それに対して、日本の文化財という考え方が非常に固定したものであって、なかなかその差が埋まっていけない不安があるのですが、そういった点に、生活文化についてはどのようにお考えでしょうか。

【高橋伝統文化課長】 生活文化については、先般の法改正で、文化芸術基本法の中にもきちんと位置付けられたところでございます。

その上で、文化財保護行政でどうこれを扱っていくかについては、非常に大きな課題と認識しておりまして、実は、今後、文化庁は京都の方に移転をしますが、既に地域創生本部が先行して京都の方に行っていますが、そちらの方で、まずは生活文化の実態、どういうものがあって、今どういう状況になっているのかをきちんと把握したいということで、調査を今後、これから2年間かけてやる予定でございます。

その調査結果も踏まえて、今後、生活文化というものをどう位置付けていくかについては、検討していきたいと思っております。

【馬淵会長】 どうぞ。

【岩崎委員】 ありがとうございます。

もう1点は、コメントなのですが、ユネスコとの関わりを持っている中で、日本の文化財、大規模災害発生時の文化財レスキューの活動について、とてもいろいろな国が興味を

持っている印象を受けています。それが世界的な応用ができるように、同じような大規模災害でどのような文化財のレスキューができるのか、どういうノウハウがあるのかを、是非、日本が先導して、そういったノウハウを応用できる形にしてもらいたいという要望をよく聞きます。そのことを今、この場をかりてお伝えしておきたいと思います。

【高橋伝統文化課長】 実はそこも、企画調査会の中では、一つの大きな課題と認識されておりまして、資料1の22ページを御覧いただけますでしょうか。中長期的観点から検討すべき課題ということで、一番最後のところに、まさに今、先生の御指摘があった文化財レスキューのことについて、今後これは議論していくということで位置付けているところでございます。我々としても、今の御指摘も踏まえて、今後、考えていきたいと思っております。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

どうぞ、篠田委員。

【篠田委員】 基本的に、有り難い、いい方向を出していただいていると思っています。やはり自治体が気になるのは、暮らし文化、生活文化で、ここのところで都道府県があまり御存じない部分も、我々市町村としては把握しているということで、都道府県があまりリードされることに危惧をしている部分がございます。

そして、基本的には地方文化財保護行政所管、それぞれで判断していくように。この分野は同じ委員の方に何十年もお願いしている、なかなかほかにふさわしい方がいらっしやらない分野もございます。しかし、生活、暮らし文化になってくると、地域には人材が非常に豊富にいらっしやるので、新潟市がこれに対応しようとする、まず、地域文化、暮らし文化、生活文化のあたりを、基本的には教育委員会から移管をし、そのところをむしろ県、あるいは国をリードするような形で進んでいくことができるのではないかと思います。選択肢を与えていただけるのは大変有り難いと思っています。

【馬淵会長】 御意見どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ってよろしゅうございますか。次の議題は、「文化芸術推進基本計画（第1期）の策定に向けたこれまでの審議経過について」、まず、事務局より資料の御説明をお願いしたいと思います。また、質疑応答はそれが終わってからにさせていただきますと思います。

では、どうぞ御説明をお願いします。

【井上文部科学戦略官】 基本計画担当の戦略官をしております井上でございます。

それでは、資料 2-1 と 2-2、ぱらぱら資料 2-2 の方も御覧いただければと思うのですが、主に資料 2-1 に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

文化芸術推進基本計画（第 1 期）につきましては、前回、6 月に行われました総会におきまして、松野前文部科学大臣の方から諮問がなされたものでございます。これまで文化芸術基本計画の在り方につきまして、文化審議会の文化政策部会を中心に、基本計画ワーキング・グループ、分野別分科会、ワーキング・グループ等で計 20 回以上開催いたしました、検討されてきたところでございます。それにつきまして、資料 2-1 ににつきまして御報告をさせていただきたいと思います。

まず、今現在の審議経過でございますが、文化芸術推進基本計画の今後の文化芸術政策の目指すべき姿、10 年、20 年を掛けた中長期的視点として、議論の中で、4 点が掲げられております。

一つ目、目標 1 が創造的で活力ある社会、二つ目、目標 2 が心豊かで多様性のある社会というものでございますが、いずれも、文化芸術基本法の前文で、「心豊かな活力ある社会」とあるのを受けております。後ほど御説明いたしますが、文化芸術の社会的・経済的価値を重視していく姿というものを示してございまして、目標 1 といたしましては、主として、文化芸術に効果的な投資が行われてイノベーション、さらには、国家ブランド形成に貢献していくということで、主として経済的価値、さらには、目標 2 として、文化芸術を通して社会参画の機会、相互理解、さらには多様な価値観の尊重ということで、社会的価値を尊重する姿を示しているところでございます。

続きまして、目標 3 と目標 4 でございます。三つ目は、文化芸術の創造・発展・継承と教育、四つ目は、地域の文化芸術を推進するプラットフォーム、基盤ということでございますが、いずれも、文化芸術そのものを振興して進めていこうというものを表しているものでございまして、文化芸術の社会的・経済的価値のみならず、文化芸術の本質的価値を一層、トップレベルでも、裾野でも、地域のコミュニティでも伸ばしていこうという姿を示しているものでございます。

その上で、来年度、2018 年度から 2022 年度までの今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、右側にございますような六つの戦略を掲げているところでございます。

一つ目は、真ん中でございますが、文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現、二つ目は、国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献、三つ目は、多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の

醸成ということで、いずれも文化庁のみの政策ではできないものでございまして、関係各府省の施策とも相まって、戦略1及び戦略2につきましては、主として文化芸術の経済的価値を醸成していこうというもの、そして戦略3は、主として文化芸術の社会的価値を醸成していくものでございます。

その下に掲げてございますのは、ここに含まれていくような関係各省庁の施策を列記したものでございまして、例えば、内閣府のクールジャパン戦略、これはクールジャパンということで推進しているものでございますが、文化芸術の経済的・社会的価値の醸成にも資するということで含まれていくものでございましょうし、放送コンテンツ等の海外展開、外務省の政策、さらには、障害者芸術、食文化、コンテンツ産業等々、また、観光庁の政策なども含まれていくだろうということでございます。

これらの政策を入れることにつきましては、先週、11月10日、金曜日に、文化芸術推進会議、これは文化芸術基本法36条に基づく会議でございますが、を開催いたしまして、関係省庁の局長クラスとの連絡調整を図り、これらの政策につきましても、今後、文化芸術推進基本計画に入れることについて、御了解をいただいているところでございます。

続きまして、戦略4、5、6でございますが、これらはいずれも文化芸術の社会的・経済的価値を醸成するためには、やはり文化芸術そのものの本質的価値を高めていくことが必要であるから掲げているものでございまして、特に戦略4は、文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実ということで、文化芸術そのものの振興を図っていこうというもの、そして、それを支える多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成、そして、戦略6として、地域コミュニティの連携・協働を推進するプラットフォームの形成というものをここで掲げているところでございます。

また、後ろの4ページを御覧いただければと思いますが、文化芸術基本計画の着実な推進を図るために、評価・検証サイクルを確立することといたしまして、本体の資料2-2の45ページから指標を掲げてございますが、指標に基づきまして、各施策の進捗状況を把握いたしまして、その進捗状況に基づきまして、第2期の文化芸術基本計画の策定に生かしていこうと考えております。特に、2020年の中間年には、中間評価を実施したいと考えております。

今後でございますが、2ページをお開きいただければと思います。本日、文化審議会の総会で審議経過を報告しました後、11月24日には文化芸術関係団体からヒアリングを行いまして、年末には中間報告をおまとめいただければと思っているところでございます。

その後、パブリックコメントをいたしまして、年明けに、文化政策部会、総会におきまして、答申案、答申ということでおまとめいただきまして、再度、関係各省庁の文化芸術推進会議を開催いたしまして、年度内に閣議決定を目指したいと考えております。

最後でございますが、資料 2-2 を御覧いただければと思うのですが、構成だけ御紹介いたしますと、表紙の裏側に目次がございます。目次を御覧いただきますと、ローマ数字の 1 といたしまして、我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等と書いてございます。その後、12 ページから、先ほど御説明いたしました四つの目標について、目指すべき姿についての背景、中身等が記してあるところでございます。さらには、22 ページから、今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性等についての六つの戦略について掲げてございます。

ただ、27 ページを御覧いただければと思いますが、これは戦略 1 の施策について列記をしているところでございますが、この施策につきましては、今後、関係省庁と調整をいたしまして、より詳しい内容を書いていきたいと思っております。それもありますので、今、戦略 1 の前の 25 ページ、26 ページ、さらには戦略 2、戦略 3 と、それぞれ基本的な方向性ということで書かれてございますが、全部網羅的に書いているわけではなく、基本的な方向性を示しているということで、細かい内容については今後、中間報告までに、(2) の中で書かれていくことになっているところでございます。

先ほども申し上げましたが、45 ページ以降に、今後 5 年間の文化芸術政策に係る評価指標について、掲げているところでございます。それ以降は参考資料となっております。

今後、この審議経過につきまして、ヒアリング、又は、文化政策部会におきましてもう少しもみまして、又は、文化政策部会でこれらをおまとめいただいた基本計画ワーキング・グループの先生方にも、もう一回検討いただきまして、中間報告へつなげていただきたいと考えているところでございます。

現在は、審議経過でございますが、途中経過を御報告させていただきました。何とぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

あと、ただいまの御報告に付け加えまして、文化政策部会長の熊倉委員から、何か補足がございましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

【熊倉委員】 大体、今、井上戦略官の方から御報告いただいたことの繰り返しになるかと思いますが、夏から 20 ぐらい、こちらにいらっしゃいます各分科会の委員長の方々をはじめ、各分科会からも報告書を頂きました。また、分野別のワーキング、そして、文化

政策部会の中での基本計画ワーキングなど、ほぼ毎週、様々なところから意見を聞かせていただきまして、また、文化政策部会の方でも、各分科会や分野別のワーキングから上がってきたことの御報告ですとか、関係省庁、他府省庁の政策などについてもヒアリングをしたりいたしまして、まだあまり政策部会の中で、もめる時間がとれていないのが実情でございます。

次の文化政策部会も、今度は関係団体からのヒアリングというのを、膨大な数に上りますので、文化政策部会、二手に分かれて御意見を伺うような状況ですので、まだまだ大事だと思われることを、全部というわけではないですが、何とか体系立てて加えてみたが、これが今現在、特に戦略以降の部分に関して、昨年度策定いたしました新文化庁に向けての大きな計画というふうに、きちんと、新しいと国民の皆様方に思っただけのものにはまだなっていないかもしれないということで、年末にまた皆様方にお諮りいたします中間報告の前までに、できればもう一度、ワーキングの先生方にもお集まりいただいて、文言に関しては精査をしていく所存ですので、まだ生煮えのところを御承知おきいただきながら、貴重な御意見をたくさん賜れればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【馬淵会長】 熊倉部会長、大変ありがとうございました。

それでは、皆様の方から、対象になる分野が非常に広いのですが、急に片っ端からチェックしていただくのも、時間がないのですが、御自分の専門のところを中心に御意見を賜りたいと思いますが、どうぞ御発言をお願いいたします。

どうぞ、道垣内委員からお願いします。

【道垣内委員】 道垣内と申します。

大変な取りまとめをしていただいていることを高く評価いたします。

著作権について報告をさせていただきましたが、そのとき、一番大変だと思ったのは評価・検証のプロセスのところでございます。著作権については、適当な指標が現在ないので、どういう指標がよいのか検討していくといったことで許していただいた経緯がございます。これを拝見しますと、相当な数の指標を、45 ページ以下に水色のところで上げていらっしゃって、ただ、これが独り歩きしないようにということが、41 ページの指標設定の在り方というところにちゃんと書いてあるわけですし、そうせざるを得ないのかと思うのです。文化芸術分野で、定量的に指標を示せと言われても、最も向いていない感じの分野ではないかと思われます。そういう中で、しかし、何とか国全体の、ほかの省庁の施策等の評価との横並びにする必要があるでしょうから、こういうものが必要なだろうと思

います。

41 ページの下から三つ目の丸のアウトカム指標を基本とするという意味が、少し分からないので、アウトカム指標、全てはアウトカムじゃないかと思うのですが、このあたりのことを説明していただくのと同時に、うまく数が出なければ言い訳に使えるし、数が出れば、よかったとも使える文章なので、少し歯止めが掛かるよううまい表現ぶりを盛り込めればいいかと思うのですが、そのあたりについても伺いたいと思います。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

どうぞ、井上戦略官。

【井上文部科学戦略官】 アウトカム指標というのは、いわば、英語そのままですが、成果を基にという、アウトプット指標とアウトカム指標とよく言いますが、関係省庁の政策をそのまま実施した、インプットしたものの出たもの、結果だけを見るのではなくて、どちらかという、結果に基づいて、出されて、どのような変化があったのかという成果を見ていこうということを検討しております。

結果だけを見ると、予算の量とか予算の数、そういうものに縛られてくると思いますので、そういうのではなくて、どのような事業に基づいて、最終的に成果が出てきたのかという部分を重視していこうということで、アウトカム指標を基本とすることになっております。実は、各省庁で政策評価というのも実施しておりますが、政策評価の方も、基本はアウトカムの指標を重視することになっているところでございます。

また、今、御指摘いただきましたが、文化芸術については、おっしゃるとおり、なかなか評価・検証サイクルの確立というのは難しゅうございます。実は、従前に作っておりました第3次基本方針でも、評価・検証、PDCA サイクルというのをきちんと確立しようということが言われてきたのですが、なかなかこれまで文化庁の方で、努力はしてきているのです。きちんとした成果、評価、検証というのができてこなかったということでございますが、今回、基本計画ということで、法律の中でも、計画的に政策を進めるようにという文言が書いてございますので、文化芸術の特性を踏まえて、最大限可能な形を構築していきたいという形で、41 ページ、42 ページ、さらには、45 ページ以降の指標を作成させていただこうということで、検討いただいたところでございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

ほかに。どうぞ御意見。篠田委員、どうぞ。

【篠田委員】 私、政策部会に入っていて、出席しなかったのが何回かあり、熊倉先生には、特に変なことを言って恐縮だったのですが、基本的に、この作り方の目標 1、目標 2、あるいは、戦略で言うと戦略 1、2、3、これが今の時代の要請とか、あるいは、国が求めている方向とか、そういうものを踏まえている。そして目標 3、戦略 4 に結び付けていくというような作り方になっていると思うのですが、時代の要請の中で、国が方向性を示したわけですが、人生 100 年時代みたいなどの時代の要請が薄いのではないかと思います。

やはり生涯、誰もが学び続けられる日本、あるいは地域というところが、目標 1、目標 2 にしっかり入るべきだと思います。そして、「全ての人々」というのが、目標 3 になってやと出てくる。「全ての人々」というのがとても大事なポイントではないかと。

こちらの資料 2-2 の方の 7 ページに、私も先日、この部会で、イギリスの四つのポイントを見せていただいて、まず、そうだと。「人生をスタートした場所に関係なく」、この言葉が早めに出ないとまずいのではないかという気がして、これを目標 1、目標 2 のところにうまく入れていただいて、そして、恐らく戦略 3 のあたりだと思うのですが、人生 100 年時代、そして、貧困の連鎖、貧困の家庭に育った者も関係なく、障害者も関係なく、お年寄りもまた再学習ができる、そんなことを含めた「全ての人々」なのだというのがある、そして、目標 3、戦略 4 につながっていくととても、今そうだという感じが出るのではないかと感じています。

【熊倉委員】 先日、構造そのものをひっくり返すのは、この時点で、文化政策部会で議論されたわけではないのですが、確かに、目標 1、2、戦略 1、2、3 という、文化芸術そのものを振興していく以外の関連分野に関して広がっていくというのが、大臣からの諮問の最初の文言にもありますので、それをきっと勘案して、こうなったんだろうと思います。

しかしながら、先日の委員の御意見は大変重く受け止めておりまして、少し国民に届く言葉になっていないのは事実で、今おっしゃられたようなことで作られていると思うのですが、どうしても抽象的な文言になりがちなところがありますので、先ほど御案内のように、どこまで文化庁との折衝で間に合うかどうか分からないのですが、もう少し届きやすい、インパクトのある言葉を選んで、作文を少し手直しできたらなと考えております。

【馬淵会長】 どうぞ。

【井上文部科学戦略官】 井上でございますが、先ほど頂いた、「全ての人々」というのは非常に重要なことだと思っております、今回、文化芸術基本法の改正におきまして

も、年齢の別なくとか、経済的状況の差なくというような状況も新しく入っているところでございます。

そういうこともありまして、書き方がまだまだ不十分だったと思うのですが、例えば本文の16ページを御覧いただければと思うのですが、ここは、文化芸術そのものの多様性でございますとか、社会的包摂性みたいなものを書いてございます。

一つ目の丸のところで、「こうしたことから」ということで、例示として、「高齢者や障害者、子供、在留外国人など」と書いてございますが、ここは、要は全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れる機会というのを、目標2のところで、是非作っていきたい。そして、そのためには、地域の特性に応じた文化芸術振興、文化の多様性というものをより深めていく必要があるだろうということも書いてございます。

また、文化財についても、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備が必要だというようなことも書いてございます。

その上で、目標3、4につながっていくという構造をとっておりますが、より、今の委員の御指摘が分かりやすく伝わるような表現ぶりに、見直しをしていきたいと思っております。

なお、戦略3でございますが、31ページ以降に、受けた戦略が掲げてございます。ここにも、基本的な方向性の一番上のところで、「文化芸術活動に触れられる機会を、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整える」ということを書いてございまして、こういうことを進めることは非常に重要だと考えてございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 どうぞ。

【篠田委員】 そういうあたりが、多くの人はこのものしか見てくれないのだろうと思うので、そのあたりをもう一工夫、是非いただきたいというのが一つと、それから、先ほどのアウトプットか、アウトカムか分かりませんが、45ページからのいろいろな数値が出ていますが、特に51ページあたりから、鑑賞活動への参加率、これが、民間のシンクタンクの方が政令市20市を比較していて、一度話したことがあるのですが、新潟市が、文化分野で政令市20市の中で最低ランクだという御評価を頂いたのですが、それはほとんどがお金で買う文化です。鑑賞活動が何回ですか、本を何冊買っていますか、みたいな。

そういうものよりも、例えば、地域の伝統文化活動を自ら継承している、機会を作っているとか、地域へ行くと神楽とかそういうものは数多くあるわけで、そういう文化活動を

こんなもので比較した方がいいのではないかというのが、そのとき文化庁の担当の方と意見交換しても、なかなかいい指標が出てこなくて、こちらも困ったのですが、これを今後、更に整理するときに、どういう指標があるべきなのか、暮らしの豊かさみたいなのところに地域の文化、生活の文化というものを反映できるのか、ここを、もし皆さんからディスカッション的に、いい数値、いい比較する分野を掘り起こしていただけると、大変こちらも有り難いかなという、これはお願いです。

【馬淵会長】 いかがでしょうか。どうぞ。

【井上文部科学戦略官】 ありがとうございます。今御覧いただいた 51 ページのところにも、まさに鑑賞活動ということで、美術ですとか演劇・舞踊、映画館というものはそれぞれで参加率をとっているのですが、それ以外に、「鑑賞活動以外」と、少し言い方が分かりにくいと思うのですが、要は、まさに楽器の演奏ですとか、神楽等が入っていないのですが、社会生活基本調査という総務省の調査によりますと、書道とか華道、茶道等々に実際に参加した方々の参加率が書いてございます。

こういうものを見ると、実は高齢者の方々と子供の鑑賞活動を見ると、鑑賞活動だとそんなに高齢者の方々と子供の参加率というのは変わらないのですが、鑑賞活動以外だと子供より 70 歳以上の方の方が高いとか、いろいろ出てくると思いますので、これも地域別とか都道府県別の調査等もございしますので、そういうのも把握しながら、今後、評価・検証をしていきたいと思っております。

【馬淵会長】 どうぞ、長官、御意見ございましたら。

【宮田長官】 いやいや、後でこっそり言おうかと思っています。

【馬淵会長】 後ほど、こっそりお聞きしたいと思います。

ほかに。どうぞ、松田委員。

【松田委員】 私も文化政策部会に入っていまして、10 月 13 日に行われた部会で、ほかの省庁が文化に関するどのような取組を行っているのかを学ぶ機会がありました。非常に有意義で、そのような機会がもっと増えれば素晴らしいと感じた次第です。

そのときに聞き取りをさせていただいた事柄が、資料 2-1 の戦略 1, 2, 3 の下のところにまとめられていることが確認できます。こういった他の省庁が行っている文化に関する事業に関連させて我々も文化芸術を推進していこうという話だと思います。

資料 2-2 の 25 ページ以降に、六つの戦略の概要が書いてありますが、それぞれの戦略の

(2) に当たるところに、基本的な施策が盛り込まれることになっていて、先ほど説明があ

ったように、具体的にどの施策を盛り込むかは今、調整中と理解しております。その調整後の見通しのようなものをお聞きしたいのですが、現時点では、例えば 30 ページに戦略 2 の (2) の基本的な施策の例示があつて、上から 4 のポツに、外務省・国際交流基金の文化事業のように書いてありまして、その後、括弧に更に具体例が挙げられています。最終的に、(2) の基本的な施策の中には、他の省庁が行う文化事業もこういう形で記されるのでしょうか。

すなわち、何をお尋ね申し上げたいかといいますと、ほかの省庁が行っている文化の事業も、具体的に施策としてここに示される、そのような理解でよろしいのでしょうか。

【井上文部科学戦略官】 そうでございます。今後、どういう文言で入れるかというようなことや、どういう範囲で入れるかということにつきましては、関係省庁と調整をさせていただきたいと思っておりますが、この形で、今、(2) で箇条書をしてございますが、例えば、クールジャパン戦略の推進ですとか、外務省・国際交流基金の文化事業、又は、ジャパン・ハウスにおける日本文化を含む多様な魅力の発信とか、訪日プロモーション事業等々書いてあるのは、これは観光庁の事業、また、海外日本庭園再生プロジェクトというのは国交省の事業ですし、国立公園の情報発信の強化というのは環境省の事業ですし、あと、日本の放送コンテンツの海外展開等の強化、これも総務省の事業でございますが、こういう事業を政策として、文言としては入っていくということで、今後、調整をして中間報告を作成していきたいと。

その中には、文化庁が実施いたしております文化プログラムの展開、一番上にごさいますような文化交流使とかアーティストインレジデンス、そういうのも含めて、世の中の人々が、政府として文化芸術の推進に向かってどういうものを行っているのかというのが、一覧として分かるというような形にしていきたいと思っております。

それを踏まえて、地方公共団体が参酌をして、地方におきまして文化芸術基本計画を作るように、努力義務が課されておりますので、策定するように努めていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

ほかの方から、本日は少し出席者が少ないので、是非、お一人最低 1 回は御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、まだ御発言がない石井委員から、どうぞ。

【石井委員】 私、日本語教育をやっている者ですが、文化庁の今回の計画の中で、日本語教育のことが取り上げられているということについて、日本語教育関係の者の間で今、非常にこれは画期的なことというふうにメール等が飛び交っているという状況でございます。まず、そのことにお礼を申し上げたいと思います。

ただ、今回見せていただいたものの中で、まだ、日本語を学ぶ人たち、日本語を外国人が使うというときに、外の人がお客さんとしてという印象が非常に強いような気がしまして、例えば16ページに書かれていることですが、日本社会の理解で、「日本語を学んだ者は、生活や労働を円滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待される」と、これはあくまで外の人日本語を学んでくれているというスタンスですが、今、必ずしも日本国籍、外国籍ということの枠も超えて、日本語を学ぶ人たちが広がっている。

特に子供などは、日本国籍の子供たちで日本語学習が必要な子たちが急激に増えていまして、それから昨今、いろいろな分野の日本文化に関わることに、外国人がどういうふうに関わっているかという番組などもよく見ますが、そういうところで、必ずしも理解しておしまいでなくて、日本人の中で継承者がいないような伝統文化の領域にも、外国人が、自分が継承者というような形で踏み込んでいる例もたくさんいるように見聞きします。

日本語を学ぶ人たち、日本語そのものについても、外国人というか、国籍はともかくとして、日本語母語ではない人たちが日本の文芸賞を取っているということも過去に幾つもありますし、よく考えると、例えばイシグロ・カズオさんが、今回、ノーベル賞をとりましたが、彼はイギリスの中で、日本とイギリスの懸け橋なんていう取扱いはされていないのではないかと思います。

もう少し、日本語教育というのは外国の人の問題ということではなく、むしろ多様な言語文化を持った人たちが接触する場という捉え方をしたときに、単なる理解ではなく、それらが交わったところで新しい文化や新しい言語活動というものが生成される場であると考えたいと私自身は思っています。そのあたり小さな文言のところですが、どこかでそういった意識が反映されるようになっていっていると、よりうれしいと思います。

以上です。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

どうぞ、伊東委員、お願いいたします。

【伊東委員】 伊東でございます。

一人一言ということだったので、石井委員の発言を受けて、私も日本語教育をなりわいとしておりますが、外国人学習者が日本語を学んで発信ということも重要な視点かと思えます、我々が外国人や学習者と接する中で、日本語の構造や、日本の言葉の持つ特異性、また、特殊性に気付き、そのことが他の芸術と同様に、すばらしい、私たちが何百年、何千年と培ってきた言葉の生成された成り立ちを知って、これも我々の、無形だが、貴重な言葉という財産だということを、気付くことが非常に多くなっている。このこともやはり、私たち、文言の中に組み込んでいく必要があるかと思えます。

ですから、外国人と接する中で、言葉、空気のような存在である日本語を、もう少し客観的に意識化できる非常にいい機会に我々はある。それをもう少し大切にして、日本人自らも発信していく視点で、何か加えられるといいと思いました。

以上です。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

日本語というか、言語というのは、何か考えを伝えるツールではなくて、やはりそれを考える一番基になるものでもあり、文化そのものだというふうな御指摘だったと思うので、そういう意味で、外国人、日本語学習者というふうに海外の人をくくるのではなくて、それを使っている日本人、あるいは海外の人もそうなのですが、そういう視点に立っても、まさに日本語の微妙な言葉をここで使えるのかという印象を受けましたが、この辺はまた、変更のときに考えていただきたいと思えます。

それでは、亀井委員の順番でございます。

【亀井委員】 一言申し上げます。

私、文化財の方をやっておりまして、企画調査会にも加わっております。また、文化政策部会の末席も汚しておりますが、今回の計画の中で、特に気になったのは、冒頭、岩崎委員が、日本の文化財の政策はユネスコとのずれがあるのではないかとおっしゃられていました。

その辺が少し気になります。実は、お手元の資料1の2ページを開けていただきますと、冒頭の4行目、「国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえながら」という文言があります。これは内部で議論しているときに、日本は世界に向けて大いに発信するということもあるし、各国の動向についても注視しながら、政策として展開すべきだと言った人がいましたので、これが入ったわけです。

ところが、今後の長期的な課題、あるいは個別の中ではあまり、海外との関係というの
はうたわれていなくて、唯一、海外技術協力。日本が持っているすぐれた文化財修理の考
え方、あるいは、技術というものを移転するということ、あるいは、人材育成に対する貢
献をするということで海外との絡みが出てくるにとどまっています。政策的に考えてみた
場合に、いわゆる無形文化財、特に民俗文化財とか、地域における大事なもの、生活と密
着した伝統の中で築かれた文化財、それについては無形民俗文化財というジャンルで、年
中行事でありますとか風俗、習慣、慣習、そういうもので捉えているのですが、一方で、
ユネスコの無形遺産としても現代的な生活として定着しつつある、いわゆる生活文化です
ね。道の文化と言われているもの、これをどういうふうに取り扱うというのが、全く企画
調査会の中で議論されていないのです。

それはなぜかということを考えてみますと、まだまだ文化財の方では、一定程度年限を
経て、社会的な評価を受けたものを対象としています。つまり、建造物で言うと 50 年とい
う縛りがあるわけですが、生活文化全般の場合には、常に新しい要素を取り入れながら発
展しているという、動く、アメーバ状と言ったらおかしいですけど、より発展していく文
化的な資産を文化財として捉えるのがいいのかどうかという、根本的な問題があるかと思
います。

したがって、中長期的な計画の中で検討すべき事項でも、生活の文化というのは触れら
れておりません。この課題に触れるべきかどうかというのを、岩崎先生に御意見を聞きた
いなと前々から思っていました。

あまり国が制度的に、これはこうすべきだと決めるというのは、自由な学術・芸術・文
化の発展を阻害する要因にもなると、一方では思いますので、その辺は基本法の中でうた
って、そこに基づいて各関係者が努力するということでもいい気もしますが、生活文化を
文化財として将来、捉えていくべきなのかどうか、御意見をお聞きしたいと思います。よ
ろしくをお願いします。

【馬淵会長】 どうぞ、今、岩崎委員に御質問がありましたので、お答えください。

【岩崎委員】 私の個人的な感覚でしか、今、お答えできないのですが、私の文化財政
策に関わり合う入り口というのは、ユネスコです。ですから、ユネスコの無形文化遺産保
護条約を理解して、そして日本の文化財政策を見たときに、文化遺産の定義に大きな隔た
りがあると感じました。ユネスコの条約では文化遺産として捉え、登録されているときに、
日本の国内法の中での文化財と定義されるものに大きな差があります。どの資料を見ても、

文化遺産と文化財という二つの言葉で使い分けられていて、この二つは乖離（かいり）したまま、違うものをイメージしてしまいます。日本の文化財政策で言う文化財と、ユネスコ無形文化財保護条約で言う文化遺産というものが交わらずにいくのかという不安を感じ、それが一番具体的に表れているのが生活文化の扱いなのです。

この点については、いずれは何らかの形で乖離（かいり）を解消していくつもりなのかという先ほどの質問に対するお答えの中で、生活文化については、2年ぐらい掛けて実態調査を行い、現状を把握した上で、判断をしていくとおっしゃっていらっしゃいました。また、文化政策というのは時間が掛かることだと先ほども話がありました。2年後の次の段階はどうなるのかを、私の中では期待して、日本国内の政策と国際的な政策があまり乖離していかないような形が望ましいのかと思っています。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

どうぞ、亀井委員。

【亀井委員】 ありがとうございました。乖離はしないような形で、我が国の文化財政策もユネスコでいう文化遺産の一員として関わっていくということだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【岩崎委員】 はい。

【馬淵会長】 どうぞ。

【井上文部科学戦略官】 今の暮らしの生活文化につきましては、一応、今回、基本計画の中でも、先ほど高橋課長からもございましたが、位置付けもしておりまして、松田先生にも委員に入っていただいた、暮らしの文化ワーキング・グループというのを新たに作成いたしまして、こちらの資料2-2の67ページを御覧いただければと思うのですが、ワーキング・グループの方で報告書を出していただきまして、これの方向性を生活文化の方向性ということで、基本計画の審議の経過の中にも含めております。

例えば、資料2-2の26ページを御覧いただければと思いますが、二つ目の丸のところに、「衣食住の文化を含む暮らしの文化は、舞台芸術や美術、文化財などとも互いに分野横断的に密接に関わっており」等々、「地場産業が地域活性化に貢献したりするなどの可能性を秘めていることから、これらを全体として振興する」という文言でございますとか、「暮らしの文化の一部である食文化」につきまして、いろいろ書いてございますが、「食文化全体として振興していく」というようなことが書かれてございます。

また、34ページを御覧いただきますと、一番下の丸にございますように、「衣食住を含

暮らしの文化は、古くから生きながらえてきたものだけでなく、時代と共に変容したり、新たに生まれ」てきたりしていることなど、舞台芸術や美術、文化財など、他の文化分野とも互いに密接に関わって分野横断的なので、これらについて、35 ページの上にございますように、「調査研究を行い、その範囲の検討を行うことが必要である」という指摘を頂いているところございまして、現在のところ、そういう形で盛り込んでいるところございます。

何か松田委員から補足があればと思います。

【松田委員】 この調査が、これからまさに京都の地域文化創生本部で行われると思うのですが、そこでのポイントの一つは、暮らしの生活文化の範囲を決めることでしょう。暮らしに生活文化の定義は難しく、時代とともに常に変わっていくものですから、それをどのように規定すべきかについては丁寧な議論が求められると思います。例えば、茶道や華道の定義は比較的分かりやすいと思われがちですが、実際には求道的に極（きわ）めようとされる方もいれば、お稽古事としてやっている方もいれば、家の中でのカジュアルなもてなし程度に認識されている方もいます。そのような多様なかたちの範囲をまず確定するところから始める必要があるでしょう。

また、暮らしの文化を実際振興していく際に、どのような手段が有効なのかというのなかなか難しい問題でして、例えば功績のある方を顕彰するのがいいのか、あるいは事業を行って、そこに補助金を出すのがいいのか、そういった議論がまさに今、始まっているところだと思います。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

岩崎委員。

【岩崎委員】 一つ補足ですが、文化遺産の継承というときに、それを、古いものを古いまま継承していくのではなくて、そこに社会的な、時代的な、経済的なニーズに適応して、創造的に、クリエイティブにそれを継承していくことを評価しようという傾向が非常に強くあります。ですから、何年たっていなければ価値を認められないような発想ではなくて、そのものがどのように時代のニーズに呼応しながら、創造的に継承されているのかを評価していく。その中には、この資料の中にも出てきていますが、経済的な価値ということも含まれてくる。そういう発想を持つと、やはり生活文化に非常に大きな可能性があるのではないのかと私は思っております。

【馬淵会長】 ありがとうございます。継承というと、既に出来上がったものが壊れ

ないように大事にというふうに思われると、少し違うということで、もちろん文化というのは常にどの時代でも、やはり社会的なバックグラウンドというのがあって、それとなじみながらというか、それにある程度合わせながら、でも、継承していくことはできるというお考えでいらっしゃると思うのですが、その辺を今後、特に形が見えにくいようなものの場合に、どうやって継承していくのかという視点が非常に重要だと思いますので、こういう文章に入れるのはなかなか難しいですが、そういう視点で、また、発展的継承を続けていけるようにと思います。

それでは、薦田委員、お願いいたします。

【薦田委員】 私、伝統音楽に関わっておりまして、二つだけ申し上げたいと思っております。

一つは、目標 1, 2, 3, 4 とある中の 3 番、文化芸術の創造・発展・継承と教育という目標に関して、資料 2-2 の 35 ページに、「文化財を支える用具・原材料の安定的な確保を目指す」ということがありまして、確保ということの中に、今までと同じものをかき集めてどうにかするというのではなくて、そういう素材が確保できなくなったときに、代替素材を開発するとか、開発した代替素材の加工技術を研究していくとか、そのようなところも含めて、確保ということが考えていかれるといいと思います。

それから、先ほど、全ての人が享受できるという文化の在り方が話題になっていましたが、その全ての人というのが日本国民だけでなく、世界中の全ての人であってほしいと思っています。それはどういうことかという、伝統音楽に関わっていると、先ほど、日本語で文学作品を書いてしまう外国人がいるというお話がありましたけど、尺八コンクールで優勝してしまうアメリカ人の女性がいたりするわけなのです。

そういう意味で、日本の文化財というのは日本だけの文化財ではないので、日本にそういうものを学びに来たい人もいるわけです。そのときのシステムが必ずしも十分ではないような印象を日頃持っておりますので、「全ての人々」というところに、世界の人々にも開かれた文化の継承というような、そういう視点があったらいいと思いました。

【馬淵会長】 ありがとうございます。この「全ての人々」というのは、確かに漠然と、読む人によって、これは日本人のことを言っているのか、日本に住む人のことを言っているのか、あるいは、日本文化に携わる人のことを言っているのか、曖昧なニュアンスなので、もう少し分かりやすいというか、どういうふうにそれを言ったらいいのか、難しいですね。

日本文化に関わる人というふうになるのですか、それとも、その辺は知恵の出どころかと思いますが、井上戦略官、いかがでしょうか。

【井上文部科学戦略官】 まさに、世界の人々といっても、全てかどうかというのは、世界の方々にも日本文化を知っていただくとか、体験していただくというのは非常に重要だということで、文化庁の方でも少し事業をしています、外務省や国際交流基金の方でも事業をしています。また、日本にいる在留外国人の方々に、日本の文化芸術だけではなくて、日本で文化芸術の活動をしていただくというのは、日本人の方々の文化芸術を深めていく、多様性を深めていくという意味でも重要だと思っておりますので、両面でそれが分かるように書いていきたいと思っております。

また、先ほど 35 ページのところで、文化芸術、文化財とか伝統芸能の方々の用具・原材料の話がございました。文化審議会の文化政策部会の中でも、三味線について、例えば猫の皮とか象牙等について、そういうものが足りなくなっているというようなお話が委員の方からあったところでございます。

現在、文化庁の方では、原材料につきまして偏在がないとかそういうことで、基本的に今あるものを有効活用していこうという観点からいっておりますが、文化審議会の意見の中では、例えば新たな新素材みたいなものができているので、そういうものも活用したらどうかという話がございました。また今後、そういうのも含めて、研究をしていく必要があるかもしれませんが、まずは原材料の偏在等を改めていって、有効活用していくというのが非常に重要だと考えております。

【薦田委員】 例えば象牙に関しては、三味線のばちに使える象牙材というのが特殊な象の象牙になるわけですが、その象の象牙材とそうではない象牙材との区別なく、全体で何トンというような把握のされ方をしているので、その辺はよく調べていただけると、有り難いと思います。

三味線に使われている皮ですが、動物愛護の視点から、猫も犬も使えなくなってきている。そういう国際的な状況がありますので、代替素材の開発にも目配りしていただけると有り難いと思っております。

【馬淵会長】 ありがとうございます。

皆様の御意見を一通りお伺いしたのですが、最後に、是非これを言っておきたいという御意見はございますでしょうか。

それでは、そろそろ御意見も出尽くしたということで、頂いた御意見に関して、事務局

の方で修正の作業をしていくということで、お願いいたします。そして、修正等含めまして、今後の資料の取扱いについては会長の私に御一任いただきまして、責任を持って修正案を作るということで、御承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【馬淵会長】 ありがとうございます。それでは、事務局で修正の作業をよろしく願います。

また、12月中には中間報告案を出せるように、引き続き文化政策部会においても、精力的な検討をよろしくお願いいたします。

それでは、議題3に移りますが、今後の予定について、事務局の方から御説明をお願いします。高田企画調整官から。

【高田企画調整官】 それでは、今後の予定について、資料4を御覧ください。今後の日程について書いております。

総会につきましては、年内もう一回、開く予定でございまして、年末で恐縮ですが、12月27日に総会と政策部会の合同会議という形で開催させていただきます。総会までに一度、政策部会でも行う予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、本日配った資料につきまして、少し補足の御説明をいたします。

資料3-1から3-2、3-3につきましては、もう既に各分科会や部会の方で配布されたものもあるかと思いますが、総会では初めてということですので、念のため配布させていただきました。今年の8月末に取りまとめました、来年度の文化庁の概算要求の概要と税制の要望事項、それと、資料3-3が来年度の文化庁の体制、いわゆる組織ですので、機構・定員要求ということで人員の増を要求しているわけでございますが、こういった組織に変更するというイメージを付けております。

現在、ここで要求したことにつきましては、まさに年末、次の総会までに全て決着するというので、今月あたりから本格的に要求の調整を進めているところでございますので、また個別に応援などをお願いすることもあるかもしれませんが、是非よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、宮田文化庁長官から、先ほどからいろいろおっしゃりたいというのをためていらっしゃるようなので、是非、一言お願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

【宮田長官】 いえいえ、本当にありがとうございました。膨大なお時間を先生方から頂戴したことを、改めて感謝申し上げます。

私も、庁の中に入る前と入ってからの事務局の人たちの働きぶりというのは、大変なものなのだと感じております。彼らも褒めてやっていただきたいと思っております。

といいながらですが、今日の先生方の話で、とても私は印象深く残ったものの中には、藤井先生からお話しいただいた、地方における長い目で見た人材育成、いわゆる文化に対しての直近のものと同時に、きちっと地方の中で育てていくという考え方、これが、保存と活用ということが、私はなかなか難しいと思っているのですが、保存するということとは蔵入りするということではない、活用するということとは減びることに近いという、その何とも言い難い難しさがあるところを、今後、いろいろな意味で連携をとってやっていきたいと感じております。

そのためには、権限移譲ということで、新潟の篠田市長から、いわゆる上から言われたものではなくて、その土地にいる人たちをよく生かしていくのだという、まさしく市長らしい物の表現の仕方というのは、私にとって、とても心強いものを感じました。

見える形ということで、新文化庁も検討してください、やりましょうという熊倉先生の力強いお言葉は、まさしくそのとおりだと思います。実は文化庁の仕事はなかなか、先ほども申しましたが、やっている割には見えにくい部分がございますので、これは見える化ということがとても大事だと思います。

見える化ということになると、人間、一番簡単なのは数字なのです。この数字というのは今まで、ちょうど来年、50周年を期して、ここで大きく転換していきたいということで、先ほど高田企画調整官からもお話がありましたが、20%増を願うということは過去にはなかったことです。そのためには、袋だたきにも遭っておりますが、でも、そうではない、これだけは必要であるということを、事務局も含め、私も含めて、各省庁に人材を要求、それから、金額の要求をさせてもらっております。

ふたを開けたときどうなるかは分かりませんが、何しろ財布の中身が変わっていませんので、分捕り合戦なのですが、やはりそれにはきちんとした論理が私どもの中に、先生方

の論理を重ねていったものを持っていきながら、お話しさせていただきたいと思っております。

それで、「鑑賞活動以外」ということは、これは実に無礼な言葉です。「以外」とは何だ、疎外かという感じがするので、これは是非、伊東先生や石井先生がいらっしゃるわけですので、こういう先生を利用しなくて、おまえたちは何をしとるのだという感じがします。で、それぞれの先生方には大いに汗をかいていただきたいという感じがしますが、是非よろしく願いいたします。これは差別、区別という違いとか、全然違う話だと僕は思うので、よろしくお願いします。

それから、実は先日、芸術文化推進委員会を本省でやらせていただきました。各省庁の局長クラスがおいでいただいて、最初に林文部科学大臣からお話を頂戴した後、私が議長をやらせていただいて、皆さんからお話、それから同時に、文化庁がこれからやりたいことの話をしていただいていたときに、印象深かったのですが、内閣府の委員の方からクールジャパンの話をしていただきました。それから、先ほど井上さんが話したのか、全部、各省庁がいろいろなことをやっていますよね。例えば経産省がやっている仕事、外務省がやっている仕事、それから、国際交流基金、みんな結構同じようなことをやっているのです。

だから、連携ということは、もっと重複して重ねわざでいったら、どんなにか力強い日本国を作れるのかという気がするのです。それが、その内閣府の方も、クールジャパンをやっているのだけど歯がゆいという御発言がありましたので、是非とも、馬淵会長の下で、タグを組んだ連携活動を続けていただけたら有り難いのかという感じがします。

例えば、言葉といえば、日本の古典文学などはとてもいいです。世界中の人たちが一度読んだら忘れないというものがあるので、これをもっともっと薦めていけたらいいと感じております。

それから、岩崎委員が言った言葉に対して、馬淵会長の返礼の言葉がとても僕は印象深く残りました。要するに、生かすこと。そのことがいいということだと思いました。

やはり全てのものに対して、全てのことに對して、全ての人の對してということは、日本のものではない、全てのものは世界のものであるという、最後、薦田委員からのお話も大変印象深くお聞きしました。

是非ともこの機会に、新文化庁が変わった、まさしく新文化庁であるという感じになっていただけたら有り難い気がいたしております。長くなって申し訳ございませんでしたが、

各先生方のお言葉を真摯に受け止めて、私どもこれからのものに対して、馬淵委員，よろしく御指導のほど，お願いしたいと思います。ありがとうございました。

【馬淵会長】 宮田長官，大変いろいろな課題を私どもに投げてくださいまして，ひとえにお励ましの言葉というふうに受け取らせていただきます。

それでは，本日，これで議題を一応終わりますので，また次の政策部会等々で，いろいろ御発言をよろしくをお願いします。

それでは，また次の総会のために，もう一頑張りいたしましょう。

それでは，どうもありがとうございました。

【宮田長官】 ありがとうございました。

— 了 —